

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 9 5 号
発行日 令和 2 年 5 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・1
- ・綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・2

○規 則

- ・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正
(市民・国保課)・・・4

○告 示

- ・地縁団体変更告示(向田町自治会)
(市民協働課)・・・10
- ・地縁団体変更告示(田町自治会)
(市民協働課)・・・11
- ・地縁団体変更告示(中川原自治会)
(市民協働課)・・・12
- ・地縁団体変更告示(旭ヶ丘自治会)
(市民協働課)・・・13
- ・地縁団体変更告示(安国寺町自治会)
(市民協働課)・・・14
- ・地縁団体変更告示(鳥ヶ坪町自治会)
(市民協働課)・・・15
- ・地縁団体変更告示(鳥居野自治会)
(市民協働課)・・・16

- ・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・17
- ・地縁団体変更告示(岡安自治会)
(市民協働課)・・・18
- ・地縁団体変更告示(高谷自治会)
(市民協働課)・・・19
- ・あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業に係る指定代理納付者の指定告示
(秘書広報課)・・・20
- ・ふるさと納税収納代行事務の委託告示
(秘書広報課)・・・21
- ・地縁団体変更告示(下八田自治会)
(市民協働課)・・・22
- ・地縁団体変更告示(光野自治会)
(市民協働課)・・・23
- ・綾部市創業サポート奨励金交付要綱の一部改正
(商工労政課)・・・24
- ・綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正
(社会福祉課)・・・25
- ・地縁団体変更告示(上位田自治会)
(市民協働課)・・・29
- ・公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・30
- ・地縁団体変更告示(地縁団体志賀郷地区自治会連合会)
(市民協働課)・・・32
- ・公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・33

・綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正 (社会福祉課)・・・	35
・地縁団体変更告示(奥上林地区自治会連合会) (市民協働課)・・・	37
・地縁団体変更告示(西原町自治会) (市民協働課)・・・	38
・令和2年度綾部市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定 (こども支援課)・・・	39
○公 告	
・旭町防火水槽新設工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	49
・公示送達 (市民・国保課)・・・	59
・公示送達 (税務課)・・・	60
・旧市民センター解体工事公募型指名競争入札について (監理課)・・・	61
・公共下水道管渠築造(2-5)工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	72
・I・Tビル4階空調設備改修工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	82
・綾部都市計画下水道事業受益者負担金賦課区域公告 (下水道課)・・・	92
・山家駅、西町ポケットパークの放置自転車の保管について (市民協働課)・・・	94

○教育委員会告示

・令和2年度第1回綾部市教育委員会招集告示	・・・
-----------------------	-----

・・・96

綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 9 号

綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

綾部市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（ 8 ） 広域連合条例附則第 8 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第20号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 7 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第8項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 1 1 前項に規定する者が、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 1 2 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7項から第12項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 0 号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給）

2 条例附則第 7 項から第 9 項までの規定により傷病手当金の給付を受けようとする者は、国民健康保険傷病手当金支給申請書（様式第 4 1 号）を市長に提出しなければならない。

（綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日）

3 綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年綾部市条例第 2 0 号）附則に規定する規則で定める日は、令和 2 年 9 月 3 0 日とする。

様式第 4 0 号の次に次のように加える。

様式第41号(その1) (附則第2項関係)

国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)

被 保 険 者 情 報	被保険者証 記号番号					世帯主氏名				
	(フリガナ) 氏 名					生年月日	年	月	日	
	住 所									
振 込 先	金融機関 名 称	銀行・金庫 農協・その他 ()				本店・支店 その他 ()				
	預金種別	普通・当座		口座番号 ※左詰めでご記入ください。						
	口座名義人 (カタカナ)									
		※左詰めでご記入ください。濁点、半濁点は1字として、姓と名の間は1字空けてください。								
<p>上記のとおり申請します。 なお、綾部市が必要と認める場合は、関係書類等を発行した事業主及び医療機関又は帰国者・ 接触者相談センター等の関係機関に対して照会を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>綾 部 市 長 様</p> <p>世帯主 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>電話番号</p>										

【受取代理人の欄】 (世帯主以外の方が受領する場合は、記入が必要です。)

世帯主	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。		年 月 日
	氏 名	⑩ 住 所	同 上
代理人 (口座名義人)	〒 - 住 所		世帯主との関係
	(フリガナ) 氏 名	⑩	

保 険 者 記 入 欄	支給決定額
	円

様式第41号(その2) (附則第2項関係)

国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)

被保険者氏名		被保険者証 記号番号	
症状が出た日	年 月 日	帰国者・接触者相談センター への相談日 ※相談した場合のみ記入	年 月 日 午前・午後(時頃)
①医療機関の受診状況		1. 受診した 2. 受診していない	
②上記で「受診した」と回答した場合 医療機関の受診日		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
③症状(期間などを具体的に)			
④療養のために 休んだ期間	年 月 日から 年 月 日まで	⑤左記期間のうち、勤務ができなかった日数 (新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状が あり感染が疑われる場合を含む)によらない 休暇や勤務予定がなかった日は除く。)	日
⑥ 上記の療養のために休んだ期間に 給与等の支払いを受けましたか。 または、今後受けられますか。	1. はい 2. いいえ		
⑦ ⑥で「はい」と回答した場合、その 給与等の額と、その報酬支払の対象 となった(なる)期間をご記入くだ さい。	年 月 日から 年 月 日まで		(給与等の額) 円

(上記①において「受診していない」と回答した場合は、下記の事業主記載欄について、事業主の証明が必要です。)

事業主 記入 欄	年 月 日
	上記③～⑦の内容については、当事業所において把握している内容と相違ないことを証明します。
	事業所所在地
	事業所名称
	事業主氏名
担当者氏名	電話番号

様式第41号（その3）（附則第2項関係）

国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）

労務に服することができなかつた期間を含む賃金計算期間の勤務状況及び賃金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名																		
①新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）により、労務に服することができなかつた期間の属する月における勤務状況 上記の事由による無給休暇の日数を×で表示してください。												左記の事由による 無給休暇の日数						
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31
②新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）により、労務に服することができなかつた期間の属する月の直近3か月の勤務状況 【出勤は○】、【有給休暇は△】、【上記の事由による無給休暇は×】、【その他の休暇（賃金が生じる）は＝】、【その他の休暇（賃金が生じない）は／】でそれぞれ表示してください。												賃金が生じた日数の計 （○、△、＝の計）						
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
②の期間に対して、賃金を支払いましたか？	1. はい	給与の 種 類	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 時間給		賃金計算		締 日		日									
	2. いいえ		<input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 歩合給				支払日		1. 当月		日							
			<input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> その他				2. 翌月		日									
②の期間の課税対象となる賃金支給状況をご記入ください。ただし、期末勤勉手当（賞与）は除く。																		
事業主が証明するところ 支給した賃金内訳	期間	単価（円）	月 日 ～			月 日 ～			月 日 ～									
	区分		月 日 分			月 日 分			月 日 分									
			(A) 支給額（円）			(B) 支給額（円）			(C) 支給額（円）									
	基本給																	
	時 給																	
	手当																	
	手当																	
	手当																	
現物給与																		
計																		
賃金支給総額（上記（A）～（C）の合計）												円						
賃金計算方法（欠勤控除計算方法等）についてご記入ください。																		
上記のとおり相違ないことを証明します。																		
事業所所在地																		
事業所名称																		
事業主氏名 ㊟																		
担当者氏名			電話番号															

様式第41号（その4）（附則第2項関係）

国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）

医療機関担当者が意見を記入するところ	被保険者氏名		被保険者証 記号番号		
	傷病名		初診日	年 月 日	
	発病年月日	年 月 日	発病の原因		
	労務不能と 認められた期間	年 月 日から			
		年 月 日まで			
	うち、入院期間	年 月 日から	療養費用の種別	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 公費（ ） <input type="checkbox"/> 自費 <input type="checkbox"/> その他	
		年 月 日まで	転 帰	<input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 繰越 <input type="checkbox"/> 転医	
	診療日及び入院 していた日を○ で囲んでくださ い。	年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	診 療 実日数	日
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	診 療 実日数	日
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	診 療 実日数	日
上記の期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等（詳しく）					
			手術年月日	年 月 日	
			退院年月日	年 月 日	
症状経過から見て従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見					
年 月 日					
上記のとおり相違ありません。					
医療機関の所在地					
医療機関の名称					
医師の氏名 ㊞ 電話番号					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第58号

地縁による団体「向田町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市向田町上ノ段24番地 竹 内 邦 夫 に変更する
代理人を 綾部市向田町迫田11番地 池 田 昌 平 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第59号

地縁による団体「田町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市田町22番地の1 橋 本 幸 雄 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第60号

地縁による団体「中川原自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市於与岐町安ノ坂30番地 三 浦 竜 也 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第61号

地縁による団体「旭ヶ丘自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月2日

綾部市長 山崎善也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町岬65番地の5 河田高信 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第62号

地縁による団体「安国寺町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市安国寺町中縄手3番地 瀬 野 薫 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第63号

地縁による団体「鳥ヶ坪町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上延町岩鼻43番地 新 庄 真 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第64号

地縁による団体「鳥居野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月2日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町ヤボセ24番地 川 崎 邦 宏 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第65号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年4月3日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0406-85003	昭和22年 9月 5日
平成30年 4月 1日	綾0702-22010	昭和41年 8月11日
令和 2年 4月 1日	綾0705-11001	昭和21年 1月 6日
令和 2年 1月 9日	綾0834-32027	昭和54年 2月28日
令和 2年 4月 1日	綾0838-22001	平成 7年 4月 4日
平成30年 4月 1日	綾0905-52004	昭和24年 3月15日
令和 2年 4月 1日	綾0905-52004	昭和24年 3月15日

綾部市告示第66号

地縁による団体「岡安自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月3日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市岡安町中ノ段8番地 塩 尻 正 明 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 6 7 号

地縁による団体「高谷自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市舘町高谷 3 9 番地の 5 7 井 関 強 に変更する

2 変更の年月日

令和 2 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第68号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年4月3日

綾部市長 山崎善也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

名 称	所 在 地
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区新町一丁目9番2号 汐留住友ビル25階

名 称	所 在 地
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

2 歳入の種類

寄附金

3 指定日

令和2年4月1日

綾部市告示第69号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年4月3日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号

氏 名	住 所
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾンハウス

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

綾部市告示第71号

地縁による団体「下八田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月6日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市下八田町山ノ口14番地の1 四 方 一 憲 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第72号

地縁による団体「光野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月13日

綾部市長 山崎善也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市光野町沢田9番地 澁谷満男 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第73号

綾部市創業サポート奨励金交付要綱（平成25年綾部市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月13日

綾部市長 山崎善也

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表中

「

日本政策金融公庫	普通貸付
	生活衛生貸付

を

」

「

日本政策金融公庫	開業に係る融資
----------	---------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

綾部市告示第 7 4 号

綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 4 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 離職等 次に掲げるものをいう。

ア 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合

イ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又はアの場合と同等程度の状況にある場合

第 3 条中「住居喪失者」の次に「及び住居喪失のおそれのある者」を加え、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 離職等の日から起算して 2 年を経過していないものであること。

(2) 離職の場合又は前条第 1 号アに規定する場合は申請日、前条第 1 号イに規定する場合は申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

第 1 6 条に次のただし書を加える。

ただし、第 2 条第 1 項第 1 号イに該当するものは第 1 号の活動を行う。

様式第 1 号（表面）を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表面）

住居確保給付金申請時確認書

※ 住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 13 条に規定する生活困窮者住居確保給付金支給申請書を提出する必要があります。

○誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - ①月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ②月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - ③原則週 1 回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- ※ 要綱第 2 条第 1 号イに該当する者は②、③を除く。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請ではないこと（過去に住宅手当、住宅支援給付又は住居確保給付金を受けたことがない）又は再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

○同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - (2) 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - (3) 支給決定後、住宅から退去した場合（受給者の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により本市の区域内での転居が適当である場合を除く。）
 - (4) 申請内容に偽りがあった場合
 - (5) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員であると判明した場合
 - (6) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
 - (7) 受給者が生活保護費を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、綾部市又は綾部市社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

	年 月 日
綾部市長 様 上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。 <div style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</div>	

様式第 1 号（裏面）中

「

2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し

を

「

①2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し

②申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

に

改める。

様式第 7 号中

「

1 本給付金の支給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等を怠る場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

(1) 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

を

2 本給付金の支給期間中に就職した場合は、「常用就職届（様式第12号）」を提出してください。

3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の支給期間中に収入が減少したときは、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に申し出てください。

「

1 本給付金の支給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等（要綱第2条第1号イに該当する者については（2）、（3）は除く。）を怠る場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

(1) 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

2 本給付金の支給期間中に就職した場合は、「常用就職届（様式第12号）」を提出してください。

に

3 要綱第2条第1号イに該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に対し提出してください。

4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の支給期間中に収入が減少したときは、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に申し出てください。

」

改める。

様式第9号中「就職活動等」の次に「(要綱第2条第1号イに該当する者については(2)、(3)は除く。)」を加え、

「

- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の支給期間中に収入が減少したときは、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に申し出てください。

」

「

- 3 要綱第2条第1号イに該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の支給期間中に収入が減少したときは、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に申し出てください。

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月20日から施行する。

綾部市告示第75号

地縁による団体「上位田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町浦壁43番地 村 上 良 治 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月11日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第76号

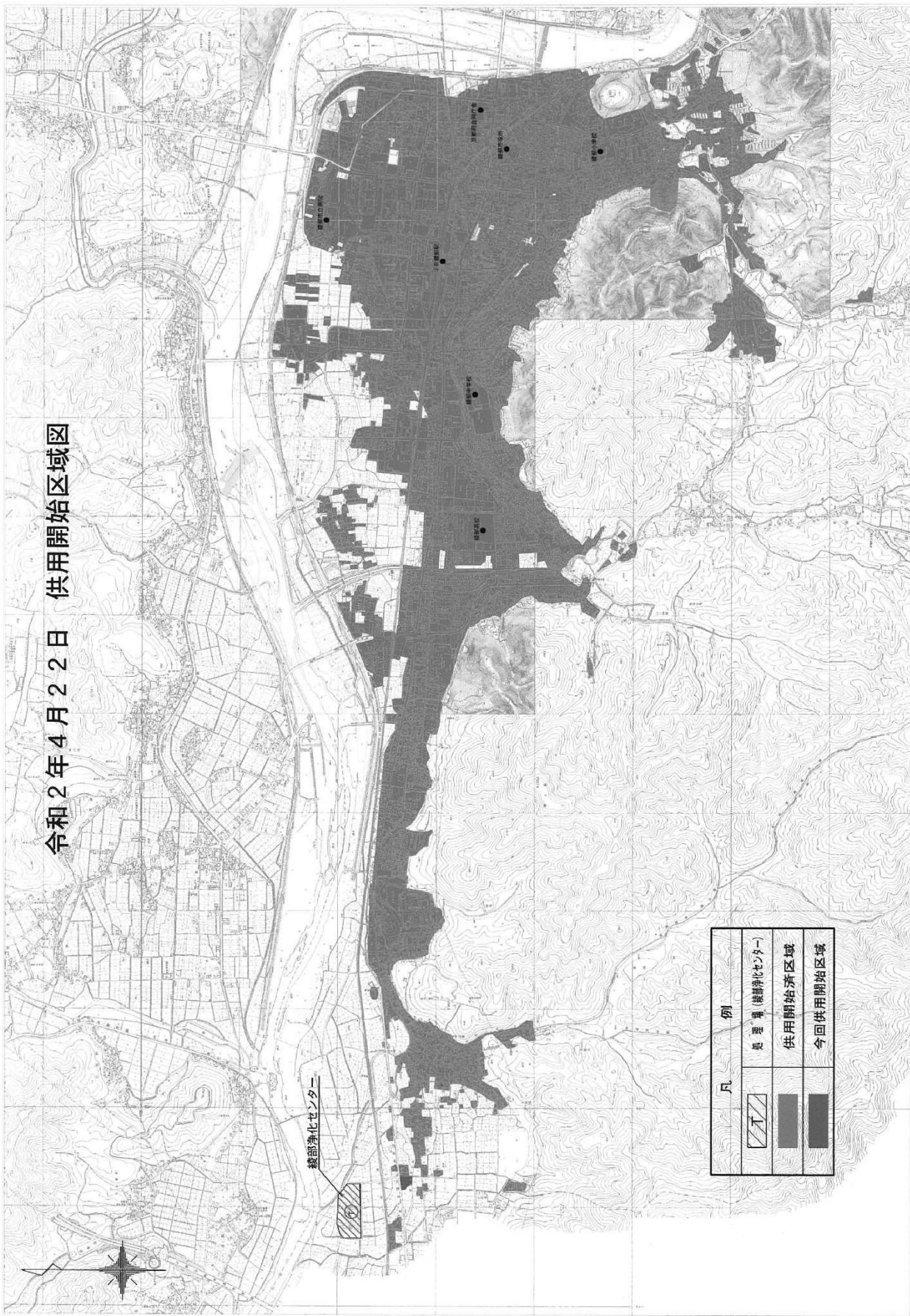
下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和2年 4月22日

綾部市長 山崎善也

- | | | |
|---|----------------------------|------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 令和2年 4月22日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 高津町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 高津町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和2年 4月22日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 高津町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |



綾部市告示第77号

地縁による団体「地縁団体志賀郷地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年4月23日

綾部市長 山崎善也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市坊口町箱垣12番地 坂根隆志 に変更する

2 変更の年月日

令和2年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第78号

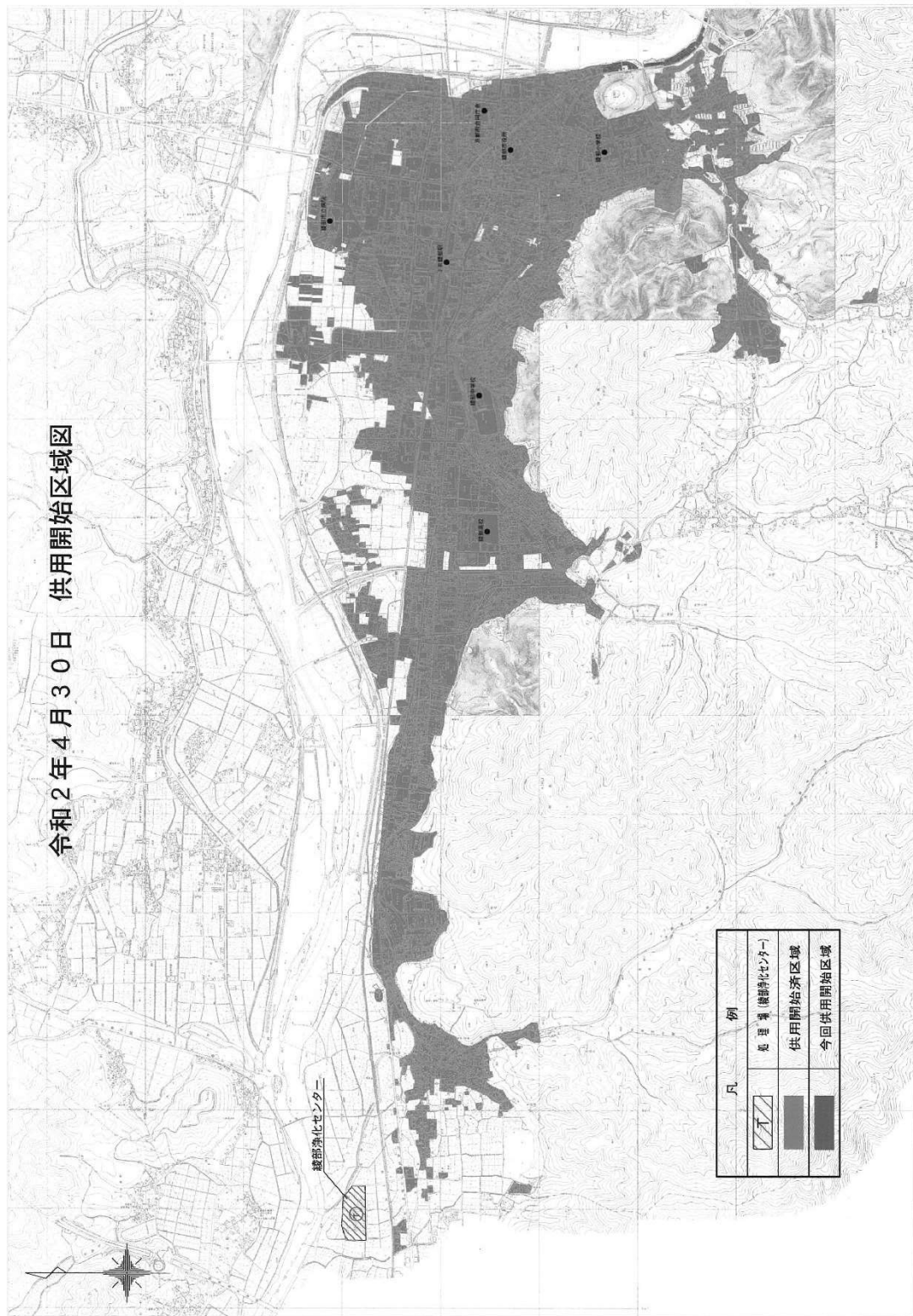
下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和2年 4月30日

綾部市長 山崎善也

- | | | |
|---|----------------------------|-------------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 令和2年 4月30日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 青野町、並松町、寺町、野田町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 青野町、並松町、寺町、野田町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和2年 4月30日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 青野町、並松町、寺町、野田町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |



綾部市告示第 7 9 号

綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則に次の 1 項を加える。

（暫定措置）

- 3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第 3 条第 5 号及び第 1 6 条並びに様式第 1 号、様式第 7 号及び様式第 9 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第 7 条及び第 1 6 条各号の規定は、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条第 5 号	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動	誠実かつ熱心に求職活動
第 1 6 条	受給者は、支給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等を行わなければならない。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号イに該当するものは第 1 号の活動を行う。	受給者は、支給期間中、月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けなければならない。
様式第 1 号	1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。 ①月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。 ②月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。 ③原則週 1 回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。 ※要綱第 2 条第 1 号イに該当す	1 受給中、月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

	<p>る者は②、③を除く</p> <p>(追加提出書類)</p> <p>1 求職申込関係書類 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し</p> <p>2 入居(予定)住宅関係書類</p>	<p>(追加提出書類)</p> <p>1 入居(予定)住宅関係書類</p>
<p>様式第7号及び 様式第9号</p>	<p>1 本給付金の支給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等(要綱第2条第1号イに該当する者については(2)、(3)は除く。)を怠る場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。</p> <p>(1) 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。</p> <p>(2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。</p> <p>(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。</p>	<p>1 本給付金の支給期間中、月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けることを拒否する場合には、支給を中止することがあります。</p>

附 則

この告示は、令和2年4月30日から施行する。

綾部市告示第 80 号

地縁による団体「奥上林地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦寄町草壁 10 番地 岩 見 修 一 に変更する

2 変更の年月日

令和 2 年 4 月 17 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 1 号

地縁による団体「西原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西原町籠原 2 1 番地の 1 梅 原 敏 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 2 年 4 月 1 2 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 2 号

令和 2 年度綾部市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

令和 2 年度綾部市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領（令和 2 年 5 月 1 日付け府子本第 5 7 5 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別給付措置として実施する、令和 2 年度の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金 前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第 1 に掲げる子育て世帯への臨時特別給付金が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号。以下「法」という。）第 1 7 条第 1 項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第 1 7 条第 1 項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 別記第 2 に掲げる者をいう。

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給等)

第 3 条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金の金額は、対象児童 1 人につき 1 万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第 4 条 市長は、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て世帯への臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該拒否の届出は令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書（様式第 1 号）により行わなければならない

い。

- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する市長による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 令和2年3月31日時点において本市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により届け出、市長が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により届け出、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から4か月以上6か月以内の市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 公務員支給対象者は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)(様式第3号。以下「申請書」という。)により申請を行わなければならない。

- 2 公務員支給対象者による申請及び市長による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を窓口へ提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提

出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6条の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者が子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和2年3月31日時点において本市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

- 1 子育て世帯への臨時特別給付金は、令和2年4月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）に対して支給する。
- 2 1に規定するほか、子育て世帯への臨時特別給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であつて、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1又は2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この3の規定により子育て世帯への臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日後から子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て世帯への臨時特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>③ 基準日後から子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別に行っている当該者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

<p>当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て世帯への臨時特別給付金を支給する市町村に到達した場合</p>	
--	--

第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て世帯への臨時特別給付金の対象児童（子育て世帯への臨時特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ。）とする。

様式第1号(第4条関係)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書

綾部市
受付印

綾部市長 様

- 1, 私は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

様式第2号(第5条関係)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

綾部市
受付印

令和2年4月分(又は3月分)の児童手当支給市区町村

綾部市長 様

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

記入日 令和 2 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先

* 記名押印に代えて署名することができます。

住所 (令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記載不要

※下欄の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

【誓約・同意事項】

- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、綾部市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この届出書は、綾部市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 綾部市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年12月31日までに、綾部市が届出者に連絡・確認できない場合に、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（2. 受取方法にアを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法にイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

様式第3号(第7条関係)

公務員

子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)

市区町村
受付印

令和2年3月31日時点の住民票所在市区町村

市区町村長殿

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
氏名		年 月 日	電話 ()
*記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所(令和2年3月31日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 対象児童

令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の支給対象児童(※)について記入してください。
※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの児童	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				平成 年 月 日			
2				平成 年 月 日			
3				平成 年 月 日			
4				平成 年 月 日			
5				平成 年 月 日			

※同居・別居の別については令和2年3月31日時点の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。
※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

--

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人の対象児童に係る
令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

(証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号)

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

A 児童手当振込口座への振込みを希望 ※チェックボックスになっています。
 ※Aを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を貼付してください。

B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 ※児童手当振込口座を解約した方の取扱いとなるため、原則Aを選択してください。
 ※Bを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を貼付してください。

→【受取口座記入欄】A又はBを選択する場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

C 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方の取扱いとなるため、原則Aを選択してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類 (受取方法 A 又は B を選択した場合)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

綾部市公告第 2 5 号

防災基盤整備事業、旭町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 旭町防火水槽新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市旭町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | コンクリート防火水槽新設（無蓋 4 0 m ³ ） N = 1 基
コンクリート防火水槽撤去（無蓋 4 0 m ³ ） N = 1 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 5 月 1 日から
令和 2 年 8 月 1 8 日まで（1 1 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年4月3日(金)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は640円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年4月7日(火)午前9時から午後6時まで

令和2年4月8日(水)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年4月14日(火)から

令和2年4月15日(水)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年4月17日(金)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年4月22日(水) 午前9時から午後6時まで
令和2年4月23日(木) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年4月24日(金) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第26号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和2年4月14日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 27 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 4 月 14 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 28 号

旧市民センター解体事業、旧市民センター解体工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 2 年 4 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 502 11 号
- (2) 工 事 名 旧市民センター解体工事
- (3) 工事場所 綾部市並松町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、新市民センター整備に伴い、旧市民センターを解体するものです。隣接する学校や住宅等との関係から、工程や安全確保について万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 旧市民センター解体
SRC 造 地上 2 階 地下 1 階
解体面積 5,058.6 m²
- (6) 予定工期 令和 2 年 5 月 28 日から
令和 3 年 1 月 22 日まで（240 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に解体工事で登録（新規登録業者を除く）があり、かつ解体工事、土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事のいずれかの最上位等級が A1 等級又は A 等級で登録されていること。また、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であり、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を解体工事について受けているものであること。
- (4) 令和 2 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、解体工事の総合評点が 750 点以上であること。
- (5) 解体工事に係る綾部市発注工事で、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 65 点に満たない評定を受けていない

こと。

- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の解体工事、土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事のいずれかの施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 解体工事に係る監理資格を有した技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和2年4月27日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,080円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和2年4月30日（木）午前9時から午後6時まで
令和2年5月 1日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で4月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和2年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年5月12日（火）から
令和2年5月13日（水）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年5月15日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和2年5月20日（水）午前9時から午後6時まで
令和2年5月21日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は5月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月21日の午前9時から正午までと午後1

時から午後 2 時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 19 条第 4 項によること。

(2) 開札の日時

令和 2 年 5 月 22 日 (金) 午前 10 時 00 分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できない

と認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

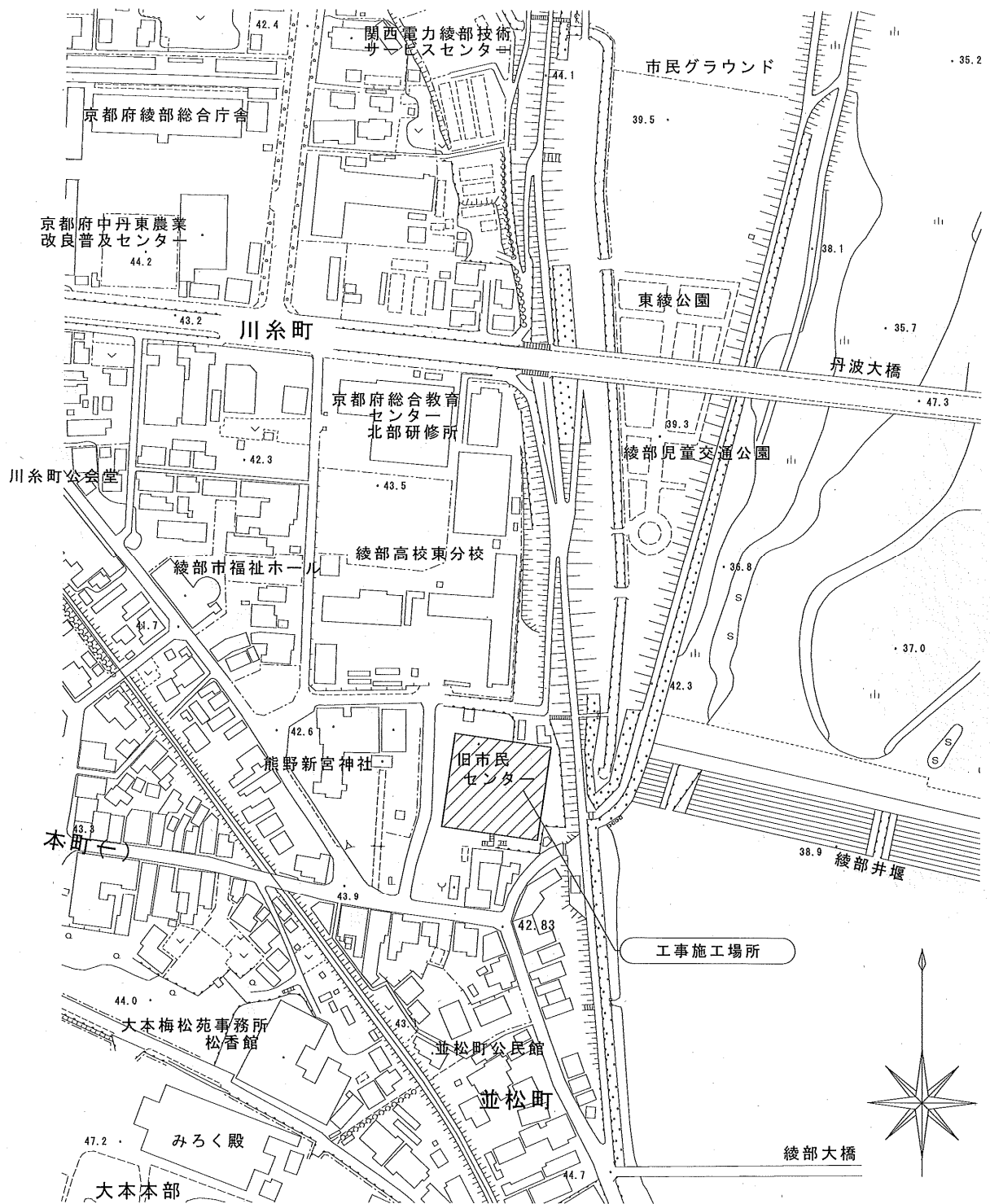
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／JV（出資比率 %）	単体／JV（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



付近見取図 1/2500

旧市民センター解体工事

綾部市公告第 29 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（2－5）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 4 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 502 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道管渠築造（2－5）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市川糸町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 管渠工 VP200 L=98m
管渠工 VP150 L=4m
マンホール設置工 N=1基
既設マンホール防食工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 5 月 28 日から
令和 2 年 9 月 30 日まで（126 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年4月27日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,350円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年4月30日(木) 午前9時から午後6時まで

令和2年5月 1日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年5月12日(火) から

令和2年5月13日(水) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和2年5月15日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年5月20日（水）午前9時から午後6時まで
令和2年5月21日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は5月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年5月22日（金）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

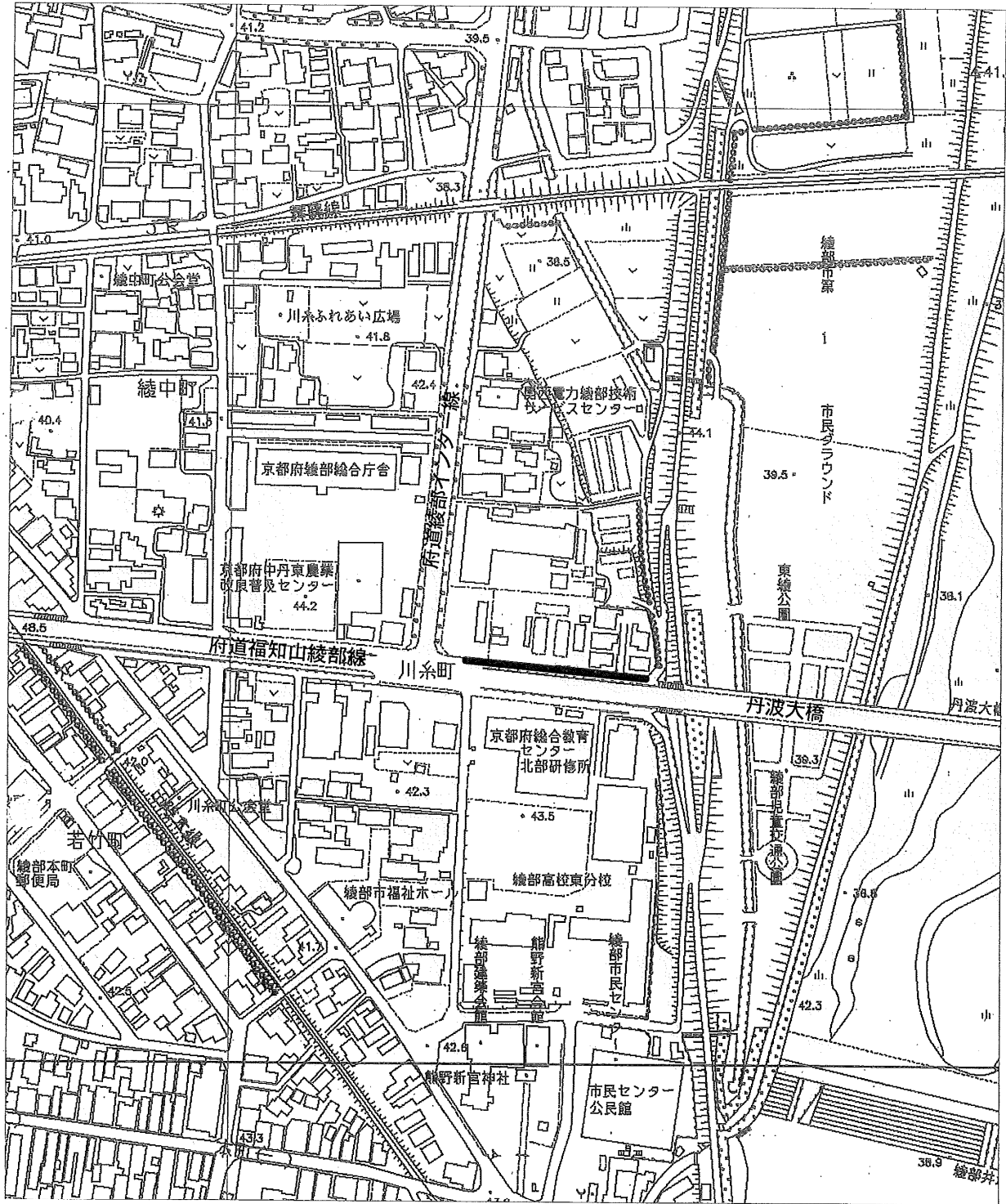
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



— 施工範囲

工事名 公共下水道管渠築造(2-5)工事

綾部市公告第30号

I・Tビル大規模改修事業、I・Tビル4階空調設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年4月27日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第502 8号 |
| (2) 工 事 名 | I・Tビル4階空調設備改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西町一丁目（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 4階空調設備改修
室内機 9基
室外機 3基 |
| (5) 予定工期 | 令和2年5月28日から
令和2年8月25日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年4月27日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は410円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年4月30日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年5月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年5月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年5月12日（火）から

令和2年5月13日（水）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年5月15日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年5月20日（水）午前9時から午後6時まで
令和2年5月21日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出5月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年5月22日（金）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第31号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条の規定により、令和2年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和2年 4月30日

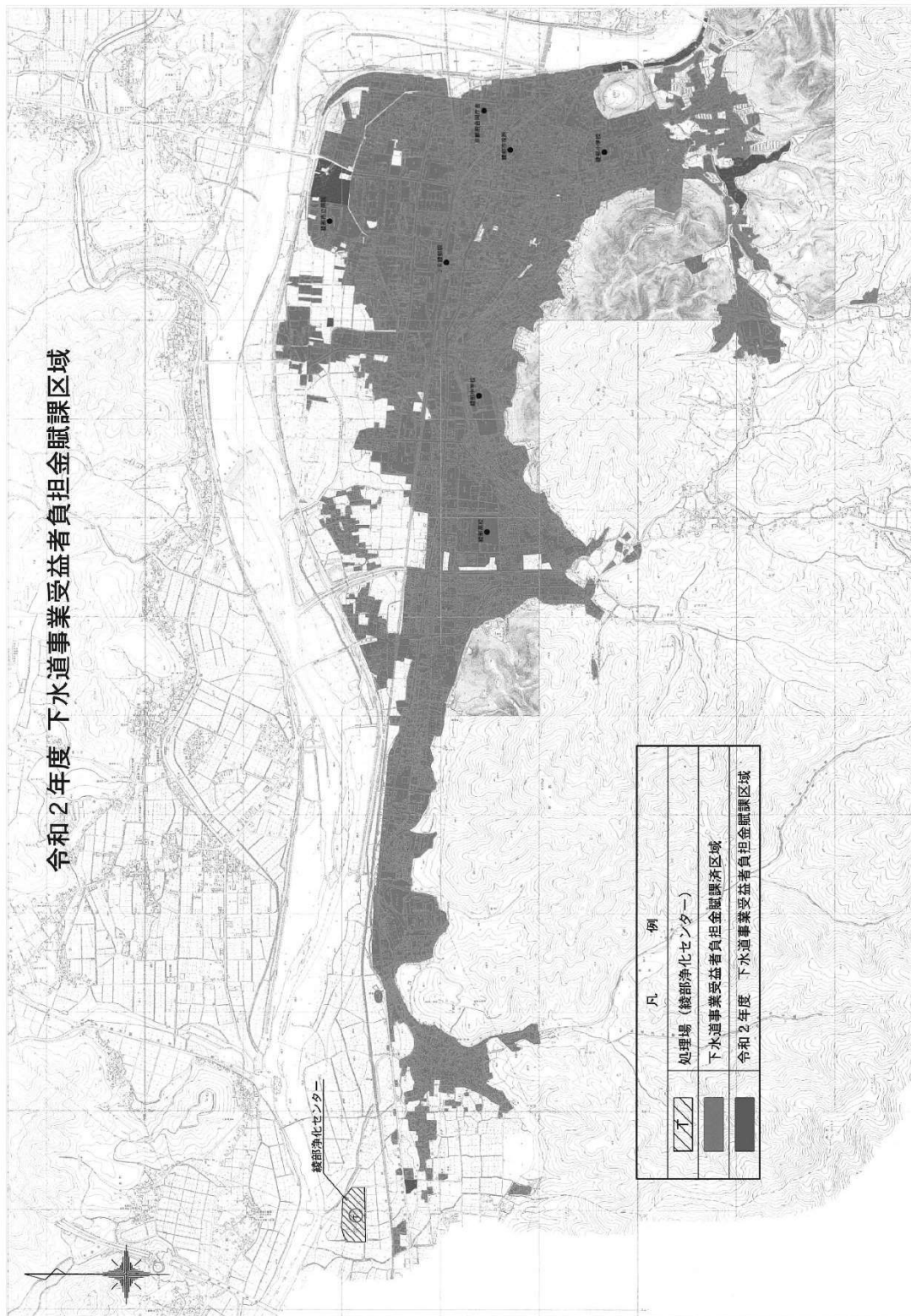
綾部市長 山崎善也

1 賦課対象区域

青野町の一部、井倉新町の一部、上野町の一部、上延町の一部、高津町の一部、田野町の一部、寺町の一部、並松町の一部、野田町の一部、延町の一部

2 賦課対象区域図 別図のとおり

令和2年度 下水道事業受益者負担金賦課区域



綾部市公告第32号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。

令和2年5月1日

綾部市長 山崎善也

- | | |
|--------------------|---|
| 1 撤去の理由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 撤去日 | 令和2年4月30日 |
| 3 撤去区域 | 山家駅、西町ポケットパーク |
| 4 撤去し
保管した台数 | 5台（詳細は別紙、一覧表のとおり） |
| 5 保管の場所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保管期間 | 令和2年10月31日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車1台につき1,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連絡先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：42-4248（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	シルバー	5 4 1 8 3 1 (島根県)	不明
2	白	2 2 - 0 0 7 0 8 5 0	H 6 E 8 2 6 2 6
3	赤	2 3 - 0 1 5 6 7 3 6	S 9 E 9 4 1 7 6
4	黒	不明	V 1 3 1 0 1 3 4 9 8
5	青	不明	B 1 G 0 2 6 5 7

綾部市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第1回（4月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年4月24日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年4月27日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第9号 綾部市社会教育委員の委嘱について
- 4 報告事項
 - ・綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について
 - ・令和元年度及び令和2年度専決処分について
 - ・令和元年度卒業中学3年生の進路状況について
- 5 事務連絡